

平成24年司法試験会場の公募について

平成23年2月
司法試験委員会

平成24年司法試験の試験会場について、下記のとおり、公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

1 会場借用予定日

平成24年5月中旬の1週間（月曜日から日曜日まで）（設営日を含む。）

※ 平成24年司法試験の正式な日程については、平成23年7月下旬頃に確定する予定である。試験日程の確定に伴いキャンセルする可能性があるが、その際、予約キャンセル料等は負担しない扱いとする。

2 会場借用予定地

札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市

※ 各予定地の会場ごとに応募すること。東京都、大阪市、名古屋市については、複数の施設を募集する。その他の予定地については、1施設のみの募集である。

3 試験会場の条件

試験会場は、会場借用予定地内に所在する施設で、次の条件を具備している施設であること。

(1) 収容（受験）可能人員

札幌市	300名程度：1会場
仙台市	600名程度：1会場
東京都	2000名程度：2会場 1500名程度：2会場
名古屋市	500名程度：2会場
大阪市	2000名程度：1会場 600名程度：1会場
広島市	600名程度：1会場
福岡市	800名程度：1会場

※ 平成24年司法試験の受験予定者数については、平成24年4月に確定する予定である。受験予定者数の増減に伴い、試験会場及び試験室をキャンセルする可能性があるが、その際、予約キャンセル料等は負担しない扱いとする。

(2) 試験室

- ・試験室は、筆記試験実施に適した設備を有し、試験監督員が受験者を十分に監視できる環境にあること。
- ・試験実施に十分な照度（500ルクス程度）を有すること。
- ・カンニング等の不正行為を防止するため、座席は、隣の受験者と十分な距離を保ち、会議用長机を使用する場合は、2人掛けであること（例えば、長さ180cm×幅45cm×高さ70cm程度）。
- ・試験監督員が受験者に試験問題等を容易に配布できる広さの通路（幅60cm以上）が確保されていること。
- ・空調設備、放送設備や上下フロアの物音等試験実施の妨げとなる騒音がないこと。
- ・部屋を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができること。

(3) 試験事務室及び予備室の確保

試験会場内に、試験室とは別に試験事務室1室と、予備室（定員20人以上の部屋）1室を確保できること。両室とも施錠することができること。

(4) 試験会場の環境

- ・最寄り駅からの距離が徒歩圏内であること。
- ・試験日当日、近隣を含め適正な試験実施に影響を及ぼすような行事や騒音等がないこと。
- ・原則として、試験当日は、同一会場で他の団体が実施する試験等と競合しないこと及び同一建物内で他の団体の使用がないこと。

(5) 利用時間

午前8時ころから午後9時ころまで利用が可能であること。

(6) 冷暖房設備

全室冷暖房の設備を有していること。

(7) 身体障害者への対応

原則として、車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること。

（身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子に対応していること、車椅子の利用できるエレベータ、スロープがあること）

(8) 駐車場

駐車場（荷物搬入用を含む。）を有すること。

(9) 物品

試験実施に必要な以下の物品について、貸出しが可能であること。施設に備わっていない場合は、期間中レンタル等により準備することでも差し支えない。

ア 受験者及び試験監督員用机

(ア) 数量 受験予定者数のおおむね105%程度に当たる数（2人掛けの場合は、その半分の数）。

(イ) 仕様

- ・筆記試験の使用に適しているもの。
- ・受験者用の机は、2名掛けで着席した際に、隣席の者の筆記等により生ずる振動が伝達されない程度に頑丈かつ強固であるもの。
- ・天板の破損、汚損がないもの。

イ 受験者及び試験監督員用椅子

(ア) 数量 受験予定者数のおおむね105%程度に当たる数。

(イ) 仕様

- ・筆記試験の使用に適しているもの。
- ・がたつきや傾きのないもの。

ウ ホワイトボード又は黒板（以下「ホワイトボード等」という。）

(ア) 数量 おおむね受験予定者50名につき1台程度（各試験室につき最低1台）。

(イ) 仕様

- ・ホワイトボード等の板面に表示した内容が着席した受験者から確認できる程度の大きさ、高さのもの。
- ・各ホワイトボード等につき、対応する筆記具及びイレーサーを用意すること。

(10) その他

- ・試験当日、災害等の不測の事態に対して、借用時間の延長が可能であること。
- ・冷房設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。

4 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

5 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していないため、下記担当者まで電話で問い合わせの上、申込書及び施設の概要が分かる資料を提出すること。なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

〔問い合わせ期間〕

平成23年2月28日（月）～3月22日（火）午前10時～午後6時

〔申込書等提出期日〕

平成23年3月23日（水）午後6時必着

〔問い合わせ・申込書等提出先〕

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房人事課新司法試験係 担当：手塚，渡辺
電話 ０３－３５８０－４１１１ 内線（５７２８）
FAX ０３－３５９２－７６０３

6 選考方法

応募後，必要に応じて，電話による照会，追加資料の提出依頼，施設の見学等を行う場合がある。

上記３に掲げる各条件を具備した施設の中から，借料，交通の利便性等を総合的に判断し決定する。

借料が周囲の一般的な施設と比較し，はるかに高額な場合や，予算上借用不可能と見込まれる場合等においてはお断りする場合がある。

審査結果については，応募者全員に連絡する。

以 上